

法及び条例アセスメントにおける風力発電所の取扱い

1 法アセス上の取扱い

低炭素社会への転換に当たり風力発電の導入が期待されている一方で、騒音・低周波音による健康被害や鳥類への影響等の環境影響の問題化、事業者による自主的な環境アセスメントでは十分な対策がとられていなかった実態を踏まえ、一定規模以上のものについては法対象の事業とすることで、円滑な事業の実施に資するとして、**風力発電所の設置又は変更の事業を法アセス対象事業として追加**（平成24年10月1日施行）

【法対象事業規模】

第1種事業	第2種事業
10,000kW以上	7,500kW以上 10,000kW未満

2 他自治体の条例アセス上の取扱い

自治体名	取扱方針	規模要件
北海道	対象事業に追加 (平成25年4月施行予定)	【第1種事業】 10,000kW以上 【第2種事業】 5,000kW以上
青森県	対象事業としない予定	—
岩手県	対象事業としない予定	—
宮城県	対象事業に追加 (平成25年4月施行予定)	規模要件検討中
秋田県	取扱未定	
山形県	取扱未定	
福島県	既に対象事業	7,000kW以上 ※規模要件引下げ(平成24年10月1日施行) (引下げ前7,500kW)
札幌市	対象事業に追加 (平成25年度施行予定)	規模要件検討中
さいたま市	既に対象事業(電気工作物)	面積5ha(A地域),3ha(B地域),1ha(C地域)以上
千葉市	取扱未定	
東京都	対象事業としない予定	—
川崎市	対象事業としない予定	—
横浜市	対象事業に追加 (平成25年4月施行予定)	5,000kW以上
新潟市	既に対象事業	【一般地域】10,000kW以上 【特別配慮地域】6,000kW以上
名古屋市	既に対象事業 (発電所の建設の事業)	50,000kW以上
京都市	対象事業に追加 (平成25年4月施行予定)	1,500kW以上
大阪市	対象事業としない予定	—
堺市	取扱未定	
神戸市	既に対象事業	1,500kW以上 【特別地域】500kW以上
広島市	対象事業に追加 (平成25年4月施行予定)	1,500kW以上
北九州市	取扱未定	
福岡市	対象事業に追加 (平成25年4月施行予定)	1,500kW以上 【特定区域】1,000kW以上

※ 平成24年11月末現在